規則

○会計検査院規則第七号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月三十日

会計検査院長　河戸　光彦

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五号の二書式中「

長期掛金	

」を

「

退職等年金掛金	
厚生年金保険料	

」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の計算証明規則の規定は、平成二十七年十月分以降の計算証明について適用する。